

令和4年3月10日

都市計画法施行令第29条の9各号に掲げる区域について

指定区域図に記載する都市計画法施行令第29条の9各号に掲げる区域は次のとおりです。

【概要】 第29条の9

- 1 災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域を示します。）
- 2 地すべり防止区域（現時点で指定されていません。）
- 3 急傾斜地崩壊危険区域
- 4 土砂災害警戒区域
- 5 浸水想定区域
- 6 (1) 溢水，湛たん水，津波，高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域
(2) 優良な集団農地その他長期にわたり農用地として保存すべき土地の区域
(3) 優れた自然の風景を維持し，都市の環境を保持し，水源を涵かん養し，土砂の流出を防備する等のため保全すべき土地の区域

これらの区域の確認に当たっては，次のホームページ等を参照してください。
不明な点については都市計画課までお問合せください。

- ・土砂災害ポータルひろしま

<https://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp>

- ・洪水ポータルひろしま

<http://www.kouzui.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>